

高崎市告示第44号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年 3月 17日

高崎市長 富岡 賢治

1 諸事項

行旅死亡人本籍・住所・氏名・年齢・性別・体格不詳、火葬済み死体（焼骨）上記の者は、令和8年1月26日午前1時頃、剣崎町410番地6の賃貸住宅内で骨壺の中に白骨化した状態で発見されました。

遺骨は当市が引き取り保管しています。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

2 告示期間

令和8年 3月 17日から令和8年 6月 17日まで